

清瀬市保育園運営費徴収金基準額表（保育短時間）

各月初日の入所児童の所属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）										
		3歳未満児			3歳児			4歳以上児				
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯											
B階層	市町村民税非課税世帯											
C階層	均等割のみの世帯											
D階層	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯	第1階層	1円以上 10,000円未満	4,800 (2,400)	2,400 (0)	0	3,400 (1,700)	1,700 (0)	0	3,400 (1,700)	1,700 (0)	0
		第2階層	10,000円以上 13,400円未満	5,400 (2,700)	2,700 (0)	0	4,100 (2,050)	2,050 (0)	0	4,100 (2,050)	2,050 (0)	0
		第3階層	13,400円以上 16,000円未満	6,100 (3,050)	3,050 (0)	0	4,700 (2,350)	2,350 (0)	0	4,700 (2,350)	2,350 (0)	0
		第4階層	16,000円以上 20,400円未満	6,800 (3,400)	3,400 (0)	0	5,400 (2,700)	2,700 (0)	0	5,200 (2,600)	2,600 (0)	0
		第5階層	20,400円以上 36,000円未満	7,400 (3,700)	3,700 (0)	0	6,100 (3,050)	3,050 (0)	0	5,700 (2,850)	2,850 (0)	0
		第6階層	36,000円以上 48,600円未満	8,100 (4,050)	4,050 (0)	0	6,700 (3,350)	3,350 (0)	0	6,200 (3,100)	3,100 (0)	0
		第7階層	48,600円以上 57,700円未満	10,200 (5,100)	5,100 (0)	0	8,600 (4,300)	4,300 (0)	0	7,500 (3,750)	3,750 (0)	0
		第8階層	57,700円以上 66,000円未満	12,200 (6,100)	6,100 (0)	0	10,500 (5,250)	5,250 (0)	0	8,700 (4,350)	4,350 (0)	0
		第9階層	66,000円以上 77,101円未満	14,400 (7,200)	7,200 (0)	0	12,400 (6,200)	6,200 (0)	0	10,100 (5,050)	5,050 (0)	0
		第10階層	77,101円以上 97,000円未満	16,500	8,250	0	14,300	7,150	0	11,500	5,750	0
		第11階層	97,000円以上 115,000円未満	19,300	9,650	0	16,000	8,000	0	12,700	6,350	0
		第12階層	115,000円以上 133,000円未満	22,200	11,100	0	17,800	8,900	0	13,900	6,950	0
		第13階層	133,000円以上 151,000円未満	25,100	12,550	0	19,500	9,750	0	15,100	7,550	0
		第14階層	151,000円以上 169,000円未満	28,000	14,000	0	21,300	10,650	0	16,200	8,100	0
		第15階層	169,000円以上 191,000円未満	30,700	15,350	0	22,600	11,300	0	17,300	8,650	0
		第16階層	191,000円以上 213,000円未満	33,200	16,600	0	23,900	11,950	0	18,300	9,150	0
		第17階層	213,000円以上 235,000円未満	35,800	17,900	0	25,200	12,600	0	19,400	9,700	0
		第18階層	235,000円以上 257,000円未満	38,300	19,150	0	26,400	13,200	0	20,500	10,250	0
		第19階層	257,000円以上 279,000円未満	40,900	20,450	0	27,800	13,900	0	21,500	10,750	0
		第20階層	279,000円以上 301,000円未満	43,500	21,750	0	29,100	14,550	0	22,600	11,300	0
		第21階層	301,000円以上 325,000円未満	45,200	22,600	0	30,100	15,050	0	23,400	11,700	0
		第22階層	325,000円以上 349,000円未満	46,900	23,450	0	31,100	15,550	0	24,100	12,050	0
		第23階層	349,000円以上 373,000円未満	48,600	24,300	0	32,100	16,050	0	24,800	12,400	0
		第24階層	373,000円以上 397,000円未満	50,200	25,100	0	33,100	16,550	0	25,400	12,700	0
		第25階層	397,000円以上 423,000円未満	52,200	26,100	0	34,300	17,150	0	26,300	13,150	0
		第26階層	423,000円以上 449,000円未満	54,100	27,050	0	35,400	17,700	0	27,200	13,600	0
		第27階層	449,000円以上	56,100	28,050	0	36,600	18,300	0	28,100	14,050	0

※表の（）はひとり親世帯等